

都市整備に関する検討調査等業務委託に係る
公募型提案依頼書

芦屋市都市政策部都市戦略室都市政策課

都市整備に関する検討調査等業務委託提案方式実施要領

1 提案依頼の概要

(1) 件名

本提案依頼書による業務委託の名称は、「都市整備に関する検討調査等業務委託」（以下、「本業務」という。）とする。

(2) 本業務の目的及び依頼内容

本市では、都市拠点の機能更新と住宅地との円滑なネットワークの形成により、安心して快適に暮らし続けられるまちの実現を図ることを目指している。

本業務では、都市拠点のひとつである阪神芦屋駅周辺の機能更新に向けた基本的な調査や検討を行うことを目的とする。

(3) 実施形式

価格及び価格以外を総合的に評価し、決定する公募型提案方式とする。

(4) 公募型提案方式とした理由

本業務の目的及び依頼内容を実現できる最適な方法を予定金額の範囲内で実施すべく、指定した内容の条件を満たしたより良い提案を募るため、本提案依頼を行うこととした。

(5) 業務期間

契約締結日から令和8年3月31日まで

(6) 予定金額（上限額）

本業務の予定金額（上限額）は、14,862,000円（税抜）であり、見積額がこの金額を超過した場合は失格とする。

2 提案手続

(1) スケジュール

提案手続に関するスケジュールは別紙のとおりとする。

(2) 参加意思表明書提出

「（様式2）参加意思表明書」に所定の内容を記入、押印の上、参加意思表明書提出期限までに芦屋市都市政策部都市戦略室都市政策課へ提出すること。なお、「公募型提案方式参加資格条件(6)～(9)」における実績を確認できる「（様式3）履行実績届（技術者）」をあわせて提出すること。

(3) 質問受付及び回答

質問受付期限までに、都市政策課代表メール (toshikeikaku@city.ashiya.lg.jp) 宛に、別紙「(様式1) 質疑書」にて送付すること。

本市が受けた質問および回答内容は、公平性、透明性を担保するため、その内容及び質問者の如何にかかわらず、質疑書を提出した全ての者に電子メールで送付するとともに、本市ホームページにて公表する。

(4) 企画提案書及び見積書等の提出

企画提案書及び見積書は、「企画提案書・見積書提出期限」までに「2 (5) 提出場所」へ持参又は郵送の上、提出すること。

提出物及び提出部数等は、別紙「企画提案書作成要領」を参照すること。

(5) 提出場所

芦屋市都市政策部都市戦略室都市政策課

(6) 問合せ先

芦屋市都市政策部都市戦略室都市政策課

担当：秦

TEL：0797-38-2073

FAX：0797-38-2135

E-mail：toshikeikaku@city.ashiya.lg.jp

(7) 1次評価結果通知

1次評価結果は、全ての提案者に電子メールにより送付する。

また、1次評価の通過者には、併せて2次評価の時間帯を連絡する。2次評価の内容については、「3 (1) 評価方法」を参照すること。

(8) 最終結果通知

最終結果については、先に全ての1次評価通過者に電子メールにより送付する。また、通知送付後、芦屋市ホームページに1ヶ月間、審査結果を公表する。

3 評価方法

(1) 評価方法

受託者については、参加資格確認、事前審査、1次評価及び2次評価によって決定する。

提案内容の評価は、公正かつ厳正に実施する。

本業務の見積価格については、「1(6)予定金額（上限額）」に記載している予定金額以内であること。

評価については、下表のとおりとする。

< 2次評価まで行う場合 >

段 階	種 別	対 象	評 価 者	概 要
参加資格確認	・書類審査	参加申請書提出者	専門委員会	参加申請書提出者が参加資格を満たすかを確認する。
事前審査	・書類審査	企画提案書等提出者	専門委員会	提出書類等一式に漏れや不備がないかチェックする。
1次評価	・企業評価 ・提案内容評価 (書類審査)	事前審査通過者	専門委員会	企画提案書に基づき評価する。
2次評価	・提案内容評価 (面接審査) ・価格評価	応募者多数の場合、 1次評価上位者	専門委員会	提案内容のヒアリングに基づき評価する。 提案内容とヒアリング内容が異なる場合は、2次評価の点数で調整する。

(2) 配点

配点は下記のとおりとする。

評価基準については、別紙「評価基準表」のとおり。

- ① 1次評価から2次評価までの点数により、総合点で受託者を決定する。
- ② 配点は、企業評価1割（50点）、提案内容評価5割（250点）、価格評価4割（200点）とする。

(3) 参加資格確認

① 対象

参加意思表明書提出者

② 確認方法

参加資格条件と比較し、参加資格の有無を確認する。

(4) 事前審査

① 対象

企画提案書等提出者

② 評価方法

提出書類等一式に漏れや不備がないかチェックする。

(5) 1次評価

① 対象

事前審査通過者

② 評価方法

企画提案書等について書類審査を行う。

(6) 2次評価

① 対象

1次評価上位者

② 評価方法

(ア) ヒアリングによる評価

2次評価者は、提出済みの企画提案書に沿って提案内容について説明し、その後、本市からの質問を行う。（ヒアリング用に、別途プレゼンテーション資料等の作成は不要。）

ヒアリングは6月20日（金）、各社30分程度を予定している。

(イ) 価格評価

(7) 失格事項

以下に示す事項に該当した場合、審査結果を待たずに失格になる場合があるので留意すること。

① 「企画提案書・見積書提出期限」に遅れた場合

② 提出書類に不足があった場合又は本書で定める事項に違反した場合

③ 当該案件に関して、本実施要領に定める以外の方法により、本市の職員に直接又は間接を問わず連絡を行った場合

④ 「提案依頼交付開始日」から契約締結日までの間に、本市より指名停止等の措置を受けた場合

⑤ 別紙「評価基準表」にある項目の提案内容評価について、1項目でも最低評価を行った選考委員が過半数を占める場合、又は、全選考委員評価点の総合計が満点の60%未満である場合

4 その他

(1) 留意事項

① 提案書等提出を受けた資料は、提案者に返却しない。

- ② 提出された提案書等の全ての資料を受理した後の加筆及び修正は認められない。
 - ③ 最優秀提案者を本業務委託の契約交渉の相手方として確定する。ただし、最優秀提案者との協議の結果、契約内容の履行がされないおそれがある場合又はその他の理由で契約締結に至らなかった場合は、次順位の者を契約交渉の相手方とできる。
- (2) 企画提案書等の取扱い
- ① 企画提案書等は、本提案方式の手続における契約の相手方の候補者選定業務以外の目的では使用しない。
 - ② 企画提案書等の著作権については、当該企画提案書等を作成した者に帰属するものとする。ただし、提出された企画提案書等について、芦屋市情報公開条例（平成14年芦屋市条例第15号）に基づく公開請求があった場合には、本市は同条例に基づき公開するものとする。また、本市が本提案方式の結果報告等に必要な場合は、その内容が無償で使用及び公表することができるものとする。
 - ③ 企画提案書等は、本提案方式による選定を行うために必要な範囲又は公開等の際に複製を作成することがある。
 - ④ 契約の相手方となった者が作成した企画提案書等の書類については、本市が必要と認める場合には、本市は契約の相手方にあらかじめ通知することによりその一部又は全部を無償で使用（複製、転記又は転写をいう。）することができるものとする。

以 上

評価基準表

審査項目	評価項目		評価の視点 【提出書類】	指標	配点
企業評価	企業能力	履行保証力	自己資本比率 【貸借対照表（写）】	25%以上	2
		瑕疵担保力	損害賠償保険の加入状況 【企業賠償責任保険加入証（写）】	5千万円以上	2
		業務実績	平成27年度以降の同種業務(※)の実績(元請として受託し、履行完了しているものに限る。) 【(様式4) 履行実績届（企業）】	5業務以上：10点 3～4業務：5点 1～2業務：2点	10
		品質マネジメント	ISO9001の取得 【認証登録証明書（写）】	取得	2
		環境マネジメント	ISO14001の取得 【認証登録証明書（写）】	取得	2
		情報マネジメント	プライバシーマーク又はISO27001の取得 【プライバシーマーク登録証（写）又は認証登録証明書（写）】	取得	2
	地域貢献度	営業の拠点	本店の所在地 【競争入札参加資格申請書により確認するため不要】	芦屋市内	10
		業務実績	本市と契約書を交わした直近の案件の業務実績(過去5年間に限る) 【契約書（写）】	あり	2
	社会性	企業年金制度	企業年金制度導入 【企業年金制度導入に関する証明書（写）】	導入	3
		障がい者雇用状況	障がい者の雇用状況 【障害者雇用状況報告書（写）】	あり	3
		男女共同参画推進の取組	育児・介護休業、子供を持つ従業員向け時短制度又は中途退職女性復帰制度等の導入	あり	3

			【各事業者の制度概要（写）】		
		女性活躍推進 の取組	えるばし認定の取得 【基準適合一般事業主認定通知 書（写）】	取得	3
		子育てサポー トの取組	くるみん認定の取得 【基準適合一般事業主認定通知 書（写）】	取得	3
		若者雇用促進 の取組	ユースエール認定の取得 【基準適合事業主認定通知書 （写）】	取得	3
小 計					5 0
提案 内容 評価	取組方針	本業務の背景・目的を理解し、検討の進め方やポイント が整理され提案されているか。			4 0
	実施体制	本業務を期間内に完了できる、実現可能性のある工程が 記載されているか。			2 0
		業務を的確に遂行できる人材の確保や体制構築等がさ れているか。			2 0
	提案内容の適格性	現況の交通実態を把握するための調査やデータ収集の 内容が、駅周辺の機能更新を目指した具体的な提案とな っているか。			5 0
		駅周辺の交通網の改善策の比較検討について、具体的に 提案されているか。			4 0
		まちづくりの方向性（骨子案）を検討する際、本業務の 目的が反映されているか。			4 0
		駅周辺の機能更新の基本構想策定までのロードマップ を作成するための手順が、具体的に提案されているか。			4 0
小 計					2 5 0
価 格 評 価	見積額により評価	2 0 0 × （最低見積金額（固定） ÷ 見積金額）			2 0 0
総 計					5 0 0

（※）交通量調査のみの業務委託は、対象外とする。

公募型提案方式参加資格条件

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4に規定する入札参加の資格制限に該当しないこと。
- (2) 令和6・7年度芦屋市物件等競争入札参加資格を有すること。
- (3) 現に、又は契約締結日までに、本市の定める競争入札に係る指名停止基準（昭和61年芦屋市基準）に基づく指名停止を受けていないこと。
- (4) 芦屋市暴力団排除条例及び芦屋市契約等に係る事務からの暴力団等の排除措置に関する要綱に基づく入札等排除措置を受けていないこと。
- (5) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立て（国土交通省の資格再認定を受けている者を除く。）、廃止前の和議法（大正11年法律第72号）に基づく和議開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立て（国土交通省の資格再認定を受けている者を除く。）がなされていないこと。
- (6) 建設コンサルタント登録規程に基づき、「都市計画及び地方計画部門」かつ「道路部門」かつ「鉄道部門」の登録をしている者であること。
- (7) 配置予定の「管理技術者」は、技術士（建設部門：都市及び地方計画）かつ技術士（建設部門：道路）の資格保有者であること。
- (8) 配置予定の「照査技術者」は、技術士（建設部門：都市及び地方計画）又は技術士（建設部門：道路）又は技術士（建設部門：鉄道）の資格保有者であること。
- (9) 配置予定の「担当技術者のうち1名（主な担当技術者）」は同種業務(※)の履行実績（平成27年度以降）を有し、参加表明書に記載された所属の企業に常時雇用されている者であること。

(※)交通量調査のみの業務委託は、対象外とする。